

物件調査業務委託特記仕様書

第1 適用

本特記仕様書は、令和7年度に実施する物件調査業務委託に適用する。

第2 提出書類

受託者は、受託業務契約に基づく着手届、管理技術者届、管理技術者経歴書、工程表、委託業務完了届、成果品調書を作成し、本町職員に提出し、承認を得なければならない。

第3 諸法令の遵守

受託者は、調査に当たり諸法令を遵守し、調査の円滑を図ると共に、諸法令の運用、適用は、受託者の責任において行わなければならない。

第4 守秘義務、個人情報の保護

受託者は、受託業務作業上知り得た秘密を外に漏らしてはならない。

第5 一般共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、物件調査等標準仕様書（直近版大阪府都市整備部用地課）に準ずる。

第6 打合せ

受託者は、作業着手時、中間、納品とりまとめ時に本町職員と打合せを実施し、作業の進捗に支障のないようにするものとする。また、第1回打合せ及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこと。

第7 成果品

令和8年度予算算出の基礎資料とするので、成果の内別途指示するものについては11月末日までに提出すること。

提出成果品の内容は用地調査等標準仕様書によるものとする。成果品及び報告書は、編集可能な電子データをPDFデータと共にCD-ROMにて提出すること。

成果品提出部数 正副各1部